15　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

16　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所及び薩摩支所を置く。

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2～4　（略）

5　前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官及び情報化推進専門官それぞれ一人を、中国四国農政局の土地改良技術事務所に、ため池保全対策官一人を置く。

6～11　（略）

12　ため池保全対策官は、農業用ため池の適正な保全に関する技術上の事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

（会計課の所掌事務）

第二百九十五条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三～八　（略）

（知的財産監視官）

第三百四条の二　事業支援課に、知的財産監視官一人を置く。

2　知的財産監視官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導、種苗に係る表示に関する事項についての調査、連絡調整及び指導並びに種苗の利用に関する専門の事項についての連絡調整に関する事務を行う。

（消費・安全部に置く課等）

第三百五条　消費・安全部に、次の四課及び消費・安全管理官一人を置く。

（略）

米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

（新設）

14　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所を置く。

（土地改良技術事務所）

第二百八十五条　（略）

2～4　（略）

5　前項に掲げるもののほか、関東農政局の土地改良技術事務所に、システム開発課並びに技術調整官、システム技術専門官及び情報化推進専門官それぞれ一人を置く。

6～11　（略）

（新設）

（会計課の所掌事務）

第二百九十五条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

三～八　（略）

（地理的表示監視官）

第三百四条の二　事業支援課に、地理的表示監視官一人を置く。

2　地理的表示監視官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（消費・安全部に置く課等）

第三百五条　消費・安全部に、次の四課及び消費・安全管理官一人を置く。

（略）

表示・規格課

流通監視課

安全管理課

（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）

第三百七条　米穀流通・食品表示監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

六　（略）

（農産安全管理課の所掌事務）

第三百八条　農産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。

二　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

（畜水産安全管理課の所掌事務）

第三百九条　畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関することを除く。）。

二・三　（略）

（削る）

（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一

（表示・規格課の所掌事務）

第三百七条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三　（略）

（流通監視課の所掌事務）

第三百八条　流通監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

（安全管理課の所掌事務）

第三百九条　安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。

二・三　（略）

四　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一